

二戸市松くい虫被害対策地区実施計画

令和7年3月24日策定

令和7年12月4日変更

二 戸 市

1 二戸市地区実施計画対策松林の区域に関し必要な事項

二戸市における地区実施計画対策森林の区域は様式1のとおりである。

様式1 計画対象森林の区域

対象森林の区域 (樹種転換以外)		左の面積 A	対象森林の区域 (樹種転換)	左の面積 B	合計 A+B
林班	小班				
	<u>22</u> 10	155.36			155.36
	<u>23</u> 18				
	<u>152</u> 11				
	155 14				
	157 4、7、22				
	158 12、19、20、25、31、 32、41、42、44				
	159 2、7、14				
	160 5、29、32				
	161 1、2、 <u>3</u> 、10、11、 14、15、24、32、50、 51、55				
	162 26、30、33、34、35、 43、46、47、48、49、 54、57、60、61、62、 63、65				
	163 2、4、8、11、17、 18、25、26、34、35、 39、44、54、57、61、 63、66、67、68、69、 72、73、81、82				
	164 1、2、4、9、23、 <u>25</u> 、39、40、44、46、 61、66、69、70				
	165 1、2、9、12、13、 19、22、23、26、27、 28、29、31、34、35、 37				

166	6、11、16、32、34、 36、49、56、62			
167	2、6、15			
168	11、13、16、17、19、 24、25、27、29、30、 31、32、33、37、40			
169	1、16、18、19、21			
170	3、4、6、8、10			
171	4、6、8、9、24、 25、27、28、29、31、 34、35、41、42、43、 44、48、53、57、58、 62、63、64、65、66、 67、68			
172	1、2、3、13、14、 20、22、26、27、28、 31、33、37、48、49、 50			
173	6、11、12、15、21、 23、32、37、42、47、 49、52、59、61、62、 64			
174	1、12、14、20、24、 25、26、40、44、45、 46、61、62			
石切所字鎧倉 3 - 1				
<u>似鳥字上平 7</u>				
<u>白鳥字滝向 31</u>				

注1： 新しく区域に入る林小班には下線を記入し、解除する林小班は見え消しとするこ
と。

注2： 対象区域（樹種転換以外）は地区保全森林、対象区域（樹種転換）は地区被害拡大防
止森林を記入すること。その他記入に関しては、地区実施計画策定要領を参考とするこ
と。

2 自主防除措置の計画実施に關し必要な事項

二戸市における自主防除措置の対象区域等は様式2のとおりである。

伐倒くん蒸による駆除を主体に適切な防除措置を実施し、マツノマダラカミキリの繁殖の抑制を図り、被害のまん延を防止する。

様式2 自主防除措置（樹種転換及び薬剤による防除を除く）の対象区域等

防除措置の種類	対象森林の区域	処理の方法	面 積
特別伐倒駆除	該当なし		
伐倒駆除	計画対象森林の全域	くん蒸処理	155.36
補完伐倒駆除	該当なし		
森 林 整 備	不用木等の 除去・処理	該当なし	
	枝打ち	該当なし	
	林床整理	該当なし	

注1：新しく区域に入る林小班には下線を記し、解除する林小班は見え消しとすること。

注2：森林整備欄の「不用木等の除去・処理」は衛生伐が対象となり、様式1の対象区域（樹種転換）の林小班が含まれることがないようにすること。

注3：特別伐倒駆除、伐倒駆除、森林整備の面積の合計が様式1の合計と合致すること。その他記入に関しては、地区実施計画策定要領を参考にすること。

3 樹種転換に関し必要な事項

該当なし

様式3 樹種転換の対象区域等

造成する森 林の種類	対象森林の区域	伐倒に関する事項		更新に関する事項		面積
		伐採時期	伐採方法	更新樹種	更新方法	

注1： 新しく区域に入る林小班には下線を記し、解除する林小班は見え消しとすること。

注2： 面積の合計は様式1の対象区域（樹種転換）と合致するようにすること。その他記入に関しては、地区実施計画策定要領を参考とすること。

4 薬剤による防除に關し必要な事項

該當なし

様式4 薬剤による防除の対象区域等

防除措置	対象森林の区域	面積
特別防除		
地上散布		